

平戸市 通学路安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～
(令和4年8月一部改正)

平戸市通学路安全推進連絡会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成28年3月から関係機関の連携体制を構築し「平戸市通学路安全プログラム」を策定しました。

加えて、平成30年5月に下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生し、登下校時の子供の安全確保に関する対策が協議されました。今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を行います。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、「平戸市通学路安全推進連絡会」を以下のメンバーで構成します。

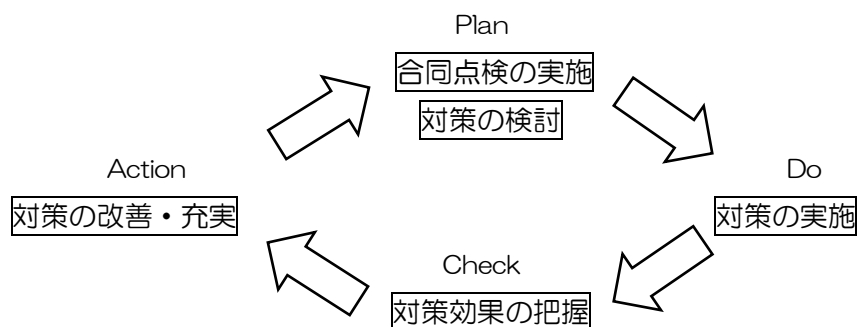
- 県北振興局田平土木維持管理事務所
- 平戸警察署（交通安全課、刑事生活安全課）
- 平戸市役所（平戸市建設課、平戸市総務課、平戸市都市計画課、生月支所地域振興課、田平支所地域振興課、大島支所地域振興課、平戸市福祉部市民課、平戸市福祉部こども未来課）
- 市内小中学校（各地区担当者：北部、中部、南部、生月、田平、度島、大島）
- 平戸市PTA連合会
- 平戸市少年センター
- 平戸市教育委員会（学校教育課）

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内小・中学校を7グループに分け、それぞれ3年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、積雪時の危険箇所の把握が必要であることから、夏期と冬期を交互に行います。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進連絡会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・学校ごとに、推進連絡会委員、学校関係者、必要に応じて保護者等が参加する合同点検を行います。

○合同点検の主催

- ・合同点検は、平戸市教育委員会学校教育課が関係機関に要請し実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、地域の見守り、交通規制及び交通安全教育のようなソフト対策など、具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を学校、保護者等の意見を聴取することによって確認し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策箇所一覧表の作成

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、道路管理者は対策を講じた道路の「対策箇所図」を作成し、平戸市教育委員会学校教育課に報告します。平戸市教育委員会学校教育課は、「対策一覧表」を作成し、合同点検を実施した学校へ「対策一覧表」及び「対策箇所図」を送付します。